

工事入札参加者の皆様

低入札価格調査制度適用の工事入札に当たっての 注意事項など（電子入札実施用）

低入札価格調査制度適用の工事の入札参加に当たっては、以下の事項に十分注意してください。

1) 低入札価格調査制度の適用

工事種別ごとの発注基準に基づき、下表の工事については、「低入札価格調査制度」を適用します。ただし、総合評価については金額に関わらず適用します。

工事種別	予定価格（税抜）	工事種別	予定価格（税抜）
一般土木	概ね3億円以上	管	概ね1億5千万円以上
建築	概ね10億円以上	舗装	6千万円以上
電気工事	概ね1億5千万円以上	造園	6千万円以上
水道施設	概ね3億円以上	その他の工事	6千万円以上

2) 低入札価格調査制度について

- ① 入札の結果、調査基準価格を下回った者がなければ最低価格入札者を落札者とします。

【調査基準価格】

調査基準価格は次の(1)から(4)の合計金額（1000円未満切り捨て）とします。ただし、その額が予定価格（税抜）に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9.2、10分の7.5を乗じて得た額を下回る場合にあっては10分の7.5の額とし、1000円未満を切り捨てた額とします。

なお、建築工事等の各項目に区分する金額は令和5年5月付「最低基準価格及び調査基準価格（低入札価格調査制度）の運用について」の計算式によるものとします。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額

※各項目は円未満切捨て。

- ② 入札の結果、調査基準価格を下回った者があれば、以下の失格基準価格（円未満切り捨て）を設定することとし、提出用内訳書に記載の各項目の額がいずれか1項目でも下回った者は失格となります。

※それぞれの項目（直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費）に区分するものについては「最低基準価格及び調査基準価格（低入札価格調査制度）の運用について」の計算式によるものとします。

【失格基準価格】

- (1) 直接工事費の額に10分の9を乗じて得た額
 - (2) 共通仮設費の額に10分の8を乗じて得た額
 - (3) 現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額
 - (4) 一般管理費の額に10分の3を乗じて得た額
- ③ 最低価格入札者が調査基準価格を下回り、かつ失格基準価格を上回る場合、一旦保留とし調査を行い、履行が可能であると認めた場合は契約締結します。なお、調査対象者は、当該入札以後の入札等について、1ヶ月間（開札日から）参加できません（特定建設工事共同企業体の場合はすべての構成員）。ただし、調査対象者の制限は、落札通知を行った日をもって解除することができるものとします。
 - ④ 低入札価格調査制度に関する要領及び様式等については、宇治市ホームページに掲載しています。低入札価格調査対象者となった場合は、ホームページから様式をダウンロードし、作成要領に従って提出資料を作成してください。
 - ⑤ 低入札価格調査を経て落札者となった場合は、監理技術者又は主任技術者と同等の資格を有する者（監理技術者等になりうる資格の保有者）を補助者として専任で配置してください。増員する技術者は、配置予定技術者調書に記載の者に限りません。
※配置予定技術者に監理技術者が必要な場合は、補助者も監理技術者の配置が必要です。
※特定建設工事共同企業体が受注した工事の場合、補助者は各構成員がそれぞれ1名追加配置するものとします。

3) 提出書類及びその他特記事項について

これまで調査対象者から提出があった調査資料については、契約課窓口で受理し、その後契約の内容に適合した履行が可能であるか否かの調査を行っておりましたが、令和7年4月以降に入札公告等を行う案件から、調査資料提出時の運用及び当該資料の受理方法を変更しておりますので注意してください。

- ① 本工事は「予定価格等の事後公表試行実施要領」に基づく予定価格の事後公表の試行工事となるため、入札時に4)に記載の「入札額と同額の提出用内訳書」の提出を求めます。提出されなければ、失格となります。提出用内訳書は、調査の際に提出する関係書類（別紙様式1～13及び添付資料）（以下「調査資料」という。）と同一内容及び数値となるよう十分注意してください。
- ② 調査資料は、入札執行日の翌日から起算して7日以内（17時まで）に電子媒体（CD-R）で1部、書面で12部提出してください。受付時に調査資料の確認及び内容について聞き取りを行うため、調査資料の提出日時を契約課と調整して持参するものとします。
- ③ 調査資料提出時に、調査対象者同席のもと資料の確認及び内容について聞き取りを行い、資料に不備又は不足がある場合は受理しません。
- ④ 調査資料に不備又は不足があった場合で再度提出を希望する場合は、提出期限内において②及び③と同様の手続きを行います。なお、調査対象者の事情により、再提出が出来ない場合でも異議の申し立てをすることはできません。
- ⑤ ②で求める期限までに不備又は不足のない調査資料を提出できない場合は失格とし、宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領に基づく措置を行うものとします。ただし、調査資料が不備又は不足により受理されなかった場合で、「期限までに求められた資料が提出できない」旨の申出書を調査資料の提出期限までに提出した場合は、失格とし⑩に記載の取り扱いとします。なお、当該申出書を提出した場合でも、2)の③に記載の参加制限は解除されません。
※調査資料を提出せずに契約課等による受付時の確認を受けていない場合は、当該申出書を提出することはできません。
- ⑥ 契約内容に適合した履行がなされないと認められるか否かを判断するために、追加資料の提出を求めることがあります。追加資料を指定した期限までに提出できない場合は、⑤に記載の申出書を提出してください。
- ⑦ 調査資料の提出後にヒアリングを行う場合があります。ヒアリングには、当該工事の配置予定技術者の同席を求めます。
- ⑧ 調査後に契約締結する場合、契約保証金は契約代金の20%相当額となります。

⑨ 本工事は予定価格等の事後公表の案件となるため、調査を辞退することが可能です。調査を辞退する場合は、以下のとおり手続きしてください。なお、調査を辞退した場合は失格とし、⑩に記載の取り扱いとします。

(1) 開札前に調査を辞退する場合

入札書の受付期間中に、低入札価格調査辞退届を契約課に持参又はファックスで提出してください。なお、ファックスで提出する場合は、契約課に到着確認の連絡をしてください。

開札前に調査を辞退した場合は、開札の結果、調査対象者となっても、2) の③に記載の参加制限は受けません。

(2) 開札後に調査を辞退する場合

調査資料の提出期限までに、低入札価格調査辞退届を契約課に持参又はファックスで提出してください。なお、ファックスで提出する場合は、契約課に到着確認の連絡をしてください。

開札後に調査を辞退する場合、2) の③に記載の参加制限の対象となります。なお、参加制限は辞退届の提出をもって解除できるものとします。ただし、辞退届を提出し参加制限が解除されても、既に参加制限を受けた他の入札等は解除の対象外ですので注意してください。

また、期限までに辞退届が提出されない場合、⑤に記載の指名停止の対象となりますので注意してください。

⑩ 予定価格等の事後公表の案件で調査辞退届を提出した場合又は「期限までに求められた資料が提出できない」旨の申出書を提出した場合は、次のような取り扱いとなりますので注意してください。

1回目 口頭注意

2回目 文書による警告

3回目 指名停止

※本取り扱いの履歴は年度末でリセットします。

4) 内訳書の提出について

予定価格が130万円以上の工事案件において、入札時に内訳書の提出を求めます。様式は「任意」としていますが、作成に当たっては次の点に注意してください。

(1) 内訳書に記載すべき内容

内訳書には、必ず次の項目を具備してください。

①工事名

②商号又は名称

③代表者氏名（電子入札のため代表者印は不要）

④『提出用内訳書』に記載された全項目及びそれに対応する金額

※ ④については、本市が案件毎に閲覧設計書とは別に準備する『提出用内訳書』の中の項目と同一の項目を全て記載したものにしてください。

(2) 提出方法

入札の際に、京都府電子入札システムにより提出してください。

(3) 失格となる場合

I. 内訳書を提出しなかった者

II. 次の項目のうち、いずれかに該当する内訳書を提出した者

(1) ①～④のうち、いずれかひとつでも脱落しているもの

①異なる工事名、商号又は名称、代表者氏名が記載されているもの（明らかな誤記を除く。）

②『提出用内訳書』に記載のない工種や種別が記載されているもの

③内訳書の計算に誤りがあるもの

④内訳書に記載の工事価格と入札額が異なるもの

5) 予定価格に係る質疑の受付について

予定価格に係る質疑をすることができる者は、質疑を行おうとする建設工事の入札手続において入札書を提出した者に限ります。質疑をすることができる期間は、予定価格を公表した日から起算して3日後（休日等を除く。）の正午までとします。

なお、質疑が次のいずれかに該当するときは、回答をすべき質疑として取り扱わないこととしますので注意してください。

- (1) 入札者であることが確認できない者から送付されたもの
- (2) 定められた期間後に到達したもの
- (3) 定められた方法以外の方法によるもの
- (4) 質疑の内容が具体的でないものその他質疑の内容が特定できないもの
- (5) 公表された設計図書等により確認できるもの
- (6) 入札公告で定めた設計図書に関する質疑期間中に質疑を行い確認すべきものの又は質疑があり回答を行ったもの
- (7) 設計図書に位置づけられない参考数量を記載した図書に関するもの
- (8) 質疑内容が読み取れないもの
- (9) 当該入札に直接関係のないもの
- (10) 前各号に掲げるもののほか、大量又は繰り返し質疑を行い正常な公務の執行を妨げるなど、質疑として取り扱わないことが適当であると市長が認めるもの

6) 監理技術者及び現場代理人について

本工事に配置される監理技術者及び現場代理人（以下「技術者等」という。）は専任となります、監理技術者を他工事と兼任する場合は、配置予定監理技術者調書にその旨を記載してください。

開札日が同日又は開札日は異なるが入札日が同日の他の工事を落札し、参加表明時に提出された技術者等をあてることができないと判断した場合には、自動的に辞退扱いとして処理します。なお、参加表明時に複数の技術者等を提出している場合で、そのうちの一部の技術者等を配置することができなくなった場合には、必ず入札書受付開始日の1営業日前の午後5時までに宇治市総務・市民協働部契約課に持参又はファックス（電話にて到着確認をしてください。）により書面にて提出してください。落札したにもかかわらず、技術者等をあてることができない場合には、違約金の徴収及び指名停止措置の対象となりますので、ご注意ください。

7) 建設業退職金共済制度の活用について

建設業退職金共済制度は、建設労働者の福祉の増進と雇用の安定を図り、建設業の振興と発展に資することを目的とした制度です。工事施工中に新たに「共済証紙」を購入したり、追加で購入した場合においても、「掛金収納書」（原本）を提出してください。

8) 資本関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加制限について

入札において、同一入札に参加することのできない資本関係又は人的関係のある会社の二者以上の者が確認された場合、該当する全ての者の入札を無効とします。ただし、そのうちの一者が入札をするまでに、その者を除く全ての者が入札を辞退した場合は、この限りではありません。また、この場合に、本取扱いを遵守する目的で辞退する者を決めるために当事者間で連絡を取ることは、宇治市工事等入札心得第19条第2項の規定に抵触しません。

9) 社会保険等の加入について

本件は下請負人を含め、社会保険等（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）に加入していることを参加条件としていますのでご注意ください。

10) 入札中止後の指名競争入札への移行について

設計図書類の誤り等により入札を中止した場合、その誤りによって予定価格（設計額等）に変更が生じない等の場合に限り、中止した案件を指名競争入札で実施することができます。ただし、入札書を提出する以前に入札参加資格申請等を取り下げた者、入札を辞退した者、入札不参加の者は指名しません。

11) 競争入札参加資格者への連絡方法について

入札、契約等に係るお知らせ（京都府電子入札システムより送信されるメールを除く）は、競争入札等参加資格審査申請の際に記入いただいたメールアドレス（申請後に変更の届出をしている場合はそのメールアドレス）に送信します。新たにメールアドレスを登録される場合や他のメールアドレスに変更を希望される場合は、競争入札等参加資格審査申請事項変更届を契約課に提出してください。
※「@city.uji.kyoto.jp」ドメインからのメールを受信できるよう設定してください。また、メールが迷惑メールフォルダに振り分けられないよう受信設定をご確認ください。なお、送信するメールアドレスは「keiyakuka@city.uji.kyoto.jp（契約課）」「k-soukatsu@city.uji.kyoto.jp（建設総括室）」です。

下請負（再委託）についての注意事項

宇治市が発注する建設工事等にかかる契約については、宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領の規定に基づき、指名停止措置中の業者に下請負（再委託）させることはできません。

なお、指名停止措置中の業者については、宇治市市民相談室及び宇治市契約課カウンターにおいて公表しています。

令和5年5月

宇治市総務・市民協働部契約課

最低基準価格及び調査基準価格（低入札価格調査制度）の運用について

この運用は、「予定価格及び最低制限価格の設定に関する要領」第2条第9号で規定する最低基準価格及び「低入札価格調査制度の運用に関する要領」第2条の2に規定する調査基準価格に適用するものです。

なお、この運用については、令和5年5月1日以降に発注（公告、公募）したものから適用となります。

工事の種別		直接工事費に区分するもの	共通仮設費に区分するもの	現場管理費に区分するもの	一般管理費に区分するもの
一般土木工事		直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費
建築工事		直接工事費 × 0.9	共通仮設費	現場管理費 + 直接工事費 × 0.1	一般管理費
機械工事（管工事）		直接工事費 × 0.9	共通仮設費	現場管理費 + 直接工事費 × 0.1	一般管理費
電気工事（建築関係）		直接工事費 × 0.9	共通仮設費	現場管理費 + 直接工事費 × 0.1	一般管理費
昇降機設備工事等		直接工事費 × 0.8	共通仮設費	現場管理費 + 直接工事費 × 0.2	一般管理費
建築に係る解体工事		直接工事費 × 0.8	共通仮設費	現場管理費 + 直接工事費 × 0.2	一般管理費
上下水道等工事 (機械設備工事) (電気設備工事)	機器費	機器費 × 0.6	機器費 × 0.1	機器費 × 0.2	機器費 × 0.1
	工事費	直接工事費	共通仮設費	現場管理費 据付間接費 設計技術費	一般管理費
最低基準価格、調査基準価格		× 0. 97	× 0. 9	× 0. 9	× 0. 68

* 上記以外の工事については、一般土木工事の算出を適用します。

* 昇降機設備工事等とは、それ以外に製造部門を持つ専門工事企業対象工事も含みます。

* 最低基準価格、調査基準価格の設定にあたり、共通仮設費及び現場管理費については、それぞれ積上げによる費用を含むものとします。

* 複数の工事種別から構成される工事においては、上記の対象工種毎に算出したものの和を最低基準価格、調査基準価格とします。

宇治市概略発注方式の試行要領

1.目的

概略発注方式は、工事発注時の契約対象工種の一部分を、「主たる工種の直接工事費(概略発注工の対象工種を除く直接工事費)」に対する率で費用を一式計上し工事価格の算出を行うことで、発注事務の円滑化と応札者の積算業務の簡略化を目指すことを目的とする。

2.試行対象工事

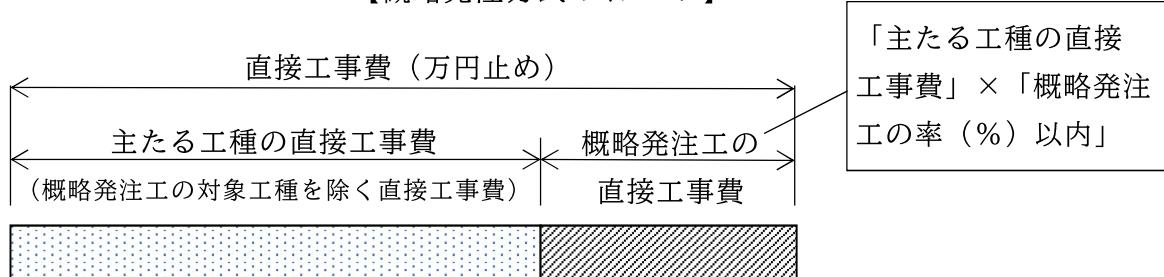
令和4年5月以降に入札告示を行う予定価格等の事後公表の対象となる工事案件のうち、公告及び特記仕様書に本試行の対象工事であることを明示した工事とする。ただし、建築工事(設備を含む)は対象外とする。

3.内容

当初発注時の直接工事費の中から概略発注する工種(以下、概略発注工)を選定・集約し、主たる工種の直接工事費(概略発注工の対象工種を除く直接工事費)の総額に対する率(%)により一式計上する。

率計上の金額は、直接工事費の総額が万円止めとなるよう、算出した率以内の金額を計上する。

【概略発注方式のイメージ】



4.概略発注工の率及び金額の算定

(1)概略発注工の率は、次式により算出する。

$$R = A / B \times 100$$

R:概略発注工の率(%) ※小数第1位止め(小数第2位以下を切り捨て)

A:概略発注工の直接工事費の合計額(円)

B:主たる工種の直接工事費(概略発注工の対象工種を除く直接工事費)の合計(円)

(2)概略発注工の金額は、次式により算出する。

$$Cg = B \times R / 100$$

$$Cg' = Cg - F$$

Cg : 端数調整前の概略発注工の金額(円)

Cg' : 端数調整後の概略発注工の金額(円) ※設計計上額

F : 10,000 円未満の端数調整額(円)

Cg' は直接工事費の総額(Cg' + B)が万円止めとなるよう、算出した金額の10,000 円未満の端数を調整した額とする。

5. 設計図書の構成(閲覧設計書)

- (1) 直接工事費は「主たる工種」と、契約対象工種の一部を一式計上した「概略発注工」の合計で構成される。
- (2) 主たる工種の直接工事費は、従来通りの方法で積算する。
- (3) 概略発注工は、「主たる工種の直接工事費」に対する率(%)で費用を一式計上したものとして設計内訳書に記載する。
- (4) 概略発注工の対象工種については、閲覧設計書内に名称、規格及び数量を明示したうえで、概略発注工の対象工種である旨の条件明示を行う。なお、金額については概略発注工の項目で率(%)にて一式計上しているため、対象工種の単価には金額を計上していない(二重計上の防止)。
- (5) 概略発注工に係る主たる工種の直接工事費に対する率(%)については、設計内訳書における概略発注工に明示する。

6. 当初設計の運用

- (1) 概略発注工の対象とする工種やその数に、制限は設けないものとする。
- (2) 概略発注工を含めた直接工事費の総額は万円止めとする。
- (3) 概略発注工の金額はすべての間接工事費等の対象とする(処分費や支給品等、間接工事費等の対象とならない工種が含まれている場合も同様とする)。
- (4) 発注図面は従来通りの記載とし、概略発注工である旨等は明示しないものとする。
- (5) 積算参考資料には、概略発注工の率及び金額の算定方法、間接工事費等の対象区分等について明示する。
- (6) 当初入札時において、概略発注工の率の算出や内容、金額に関する質問は、受け付けないものとする。
- (7) 契約後、速やかに、概略発注工を含めて設計照査を行うものとする。

7. 変更設計(精算時)の運用

- (1) 数量及び内容の変更の有無にかかわらず、概略発注工とした工種すべてを従来の積み上げ積算に変更するものとする。
- (2) 直接工事費の総額を円止めへ変更するものとする。

8.公告文及び特記仕様書への明示

公告文及び特記仕様書には、本試行の対象工事であることを明示するものとする。

【記載例】

公告文

- この工事は、契約対象工種の一部分を概略発注工として集約し、「主たる工種の直接工事費(概略発注工を除く直接工事費)」に対する率で一式計上することにより工事価格の算出を行うことで、当初契約時の入札手続きの簡素化を目指す「概略発注方式」の試行工事である。
- 「概略発注方式」の詳細については、特記仕様書、閲覧設計書及び積算参考資料を参照することとする。また、概略発注工対象工種の数量及び内容変更の有無にかかわらず、積上げ積算による変更契約を行うものとする。なお、当初入札時において、概略発注工の率の算出や内容、金額に関する質問は受け付けない。

特記仕様書

(概略発注方式の試行)

- 1 本工事は、契約対象工種の一部分を概略発注工として集約し、「主たる工種の直接工事費(概略発注工を除く直接工事費)」に対する率で一式計上することにより工事価格の算出を行うことで、当初契約時の入札手続きの簡素化を目指す「概略発注方式」の試行工事である。対象工種については閲覧設計書、率及び率計上による金額の算出方法等は積算参考資料を参照のこと。
- 2 本工事の当初発注時の直接工事費の総額は万円止めとしている。
- 3 対象工種の数量及び内容変更の有無にかかわらず、概略発注工とした工種すべてを積上げ積算により変更契約するものとする。また、変更契約時は直接工事費の総額を万円止めから円止めへと変更するものとする。